

写

滋 賃 審 第 7 号
令和 5 年 8 月 7 日

滋 賀 労 働 局 長
小 島 裕 殿

滋 賀 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
会 長 平 井 建 志

滋賀県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 7 月 5 日付け滋労発基 0705 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 3 年 10 月 1 日発効の滋賀県最低賃金（時間額 896 円）は令和 3 年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の答申に当たっては、以下のことを要望する。

中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境と各種支援策の拡充を早急に対応することを要望する。

業務改善助成金等について、対象となる事業所の拡大とともに、小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援の拡充を要望する。

中小企業等の慢性的な人材不足の中、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることのないよう、法整備等の国の対応策を早急に講じるよう要望する。

滋 賀 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
滋賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 967円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

滋賀県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 滋賀県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 896 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準（令和 3 年度）
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の滋賀県内
人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,975 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると滋賀県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$896 \text{ 円（滋賀県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.816 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 127,071 \text{ 円}$$

0.816は、高知県の令和3年度最低賃金額820円で月173.8時間働いた場合の
税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。